

徳島県LED応用製品普及加速化事業の実施に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、徳島県LED応用製品普及加速化事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(購入対象製品の納入実績)

第2条 徳島県新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する要綱第5条第1項第5号に定める当該実施計画に係る新商品の県への納入実績の有無は、本事業により最初に製品を納入した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで認めるものとする。

2 徳島県LED応用製品普及加速化事業実施要綱第5条第1項第2号に定める購入対象製品の納入実績の有無に関する期間は、本事業により最初に製品を納入した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。なお、当該期間中、複数回の納入を認めるものとする。

(その他)

第3条 この細則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和元年10月24日から施行する。